

生徒への連絡・確認事項

平成 25 年 6 月 28 日

生徒指導部

1 通学時のマナー

通学路は地域の方も利用しています。安全面に配慮した登下校を心がけること。

- ・自転車での並進走行や二人乗り、安全確認無しでの道路横断、ミュージックプレーヤー使用や携帯操作などは絶対にしない。
- ・徒歩の人もミュージックプレーヤーや携帯の利用は危険の察知が遅くなりますので注意してください。

（ スマホ操作をしていた人がホームの端に気づかず転落した事故がニュースになりました。また、スマホ等を操作しながら歩く人が増えて、視力障害の方からすれば自分の存在に気づいてくれず、ぶつかる危険性を感じているという話を聞きます。

2 事故発生時の対応

（例） 自転車走行中に自動車と接触事故を起こした

※事故の直後、焦りや緊張からどうしてよいかわからないことがあります。日頃から、安全意識を持つこととともに万が一の対応を考えておきましょう。

- ① 落ち着いて事故の状況（破損や怪我）と相手の氏名、連絡先、車のナンバー等を確認する。
- ② 警察に連絡を入れて事故の現場検証をしてもらう。
- ③ ②と同時に保護者と学校にすぐに事故連絡を入れる。
- ④ 怪我をした場合は、その大小にかかわらず保護者に連絡をとって病院に行く。（最初は痛みを感じていなくても後で悪化することがあります）

3 ネット利用における注意

プロフ、ツイッター、ラインなどのネット利用における安易な書き込みや画像の掲載を絶対にしないようにし、大きなトラブルや問題行動、いじめ、犯罪等につながらないよう、常に危険性を意識しておくこと。

次のようなことに心当たりがある場合は早急に削除してください。

- ① 個人情報の公開
- ② 他人を誹謗中傷する書き込み、安易な画像の掲載
- ③ 喫煙や飲酒等の問題行動の書き込み
- ④ 本校の信用を失わせるような書き込み

4 ネット選挙解禁に伴う高校生への周知・啓発（千葉県選挙管理委員会から）

平成 25 年 4 月 19 日、「公職選挙法の一部を改正する法律」が成立し、今年の参議院選挙からインターネットによる選挙活動が解禁となりました。したがって、ホームページ、ブログ及びツイッター・フェイスブック・ラインといった SNS 等における選挙運動やメールを用いた選挙運動が一定の範囲で可能となりました。未成年者である高校生が、日ごろ利用しているインターネットで安易に選挙運動に参加してしまうことは、違法行為であるため十分に注意して下さい。

未成年者の選挙運動の禁止「公職選挙法第 137 条の 2」

年齢満二十歳未満の者は、選挙運動をすることができない。

罰則規定「公職選挙法第 239 条第 1 項第 1 号」

違反した者は、1 年以下の禁錮又は 30 万以下の罰金に処する。

《選挙運動とみなされるもの》

例 1 「このたびの選挙では〇〇さんを当選させよう。」とツイッターでつぶやいたり、メールで送信すること。

例 2 選挙運動用文書画面をフェイスブックにアップする。